野田市公告　第２１８号

令和８年度高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種の実施について

予防接種法第５条の規定による次の予防接種を実施するので、同法施行令第５条の規定により公告する。

令和８年１０月１日

野田市長　　鈴　木　　有

１　予防接種の種類
高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種
２　対象者の範囲
⑴　接種日に 65 歳以上の者
⑵　接種日に 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者
３　自己負担金
６，０００円
４　予防接種を行う期間及び場所
令和８年 10 月１日から令和９年３月 31 日まで
予防接種法施行令第５条に基づき、予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師が所属する野田市内実施医療機関又は野田市外契約医療機関
５　注意事項
⑴　接種不適当者
①本人の接種意思を確認できない者
②明らかな発熱がある者（37.5℃以上）
③重い急性疾患にかかっていることが明らかな者
④このワクチンの成分に対し、アナフィラキシー等重度の過敏症の既往歴がある者
⑤その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

⑵　接種要注意者

①心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患がある者

②過去に予防接種を受けて、接種後２日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑われる症状を呈したことがある者

③過去にけいれんを起こしたことがある者

④過去に免疫不全と診断されたことがある者や、近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

⑤抗凝固療法を受けている者や、血小板減少症又は凝固障害を有する者